

認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護運営規定 (グループホーム 夢ふうせんこぶし)

(事業の目的)

第1条 株式会社いちいが運営している認知症対応型共同生活介護事業及び、予防介護認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理職員、介護職員は要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、認知症対応型共同生活介護及び、予防介護認知症対応型共同生活介護の活用により適正な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、要介護者の有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることが出来るよう家庭的な環境下で、入浴、排泄、食事、機能訓練等を行なうこととする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。また、地域との結びつきを重視し、地域活動にも積極的に参加する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 夢ふうせんこぶし
- (2) 所在地 北見市西三輪4丁目720番地1

(職員の職種、員数、及び職種内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員 1名
管理者は、当該事業所の従業者及び、業務の管理を一元的に行なうものとする。
- (2) 介護職員 常勤・非常勤職員 5名以上
生活介護全般に関わる業務、食事やその他の家事などの補助や入居者の心身の状態に応じ、入居者の自主性、自立支援と日常生活の充実が出来るような介護、支援を行う。
- (3) 計画作成担当者 1名
介護サービス計画の作成

(利用定員及び、居室数)

第5条 居室数 9部屋 利用定員 9名

(認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護及び、予防介護認知症対応型共同生活介護計画の作成

共同生活住居の計画作成担当者は利用者の心身状態、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、介護従事者と協議の上、具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護及び、予防介護認知症対応型共同生活介護計画を作成しその内容等を利用者や家族に説明を行ない同意を得て交付する。又、介護計画作成の際には通所介護の活用、その他の社会資源の確保に努め、作成後においても利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービスなどを行なう者との連絡を継続的に行なうことにより、実施状況の把握を行ない、必要に応じて介護計画の変更を行なう。

2 認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の提供の取扱方針

- (1) 従業者は個々の認知症の進行を緩和し、安全、安心を旨として日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身状態を踏まえ妥当適切に行なうものとし、利用者がそれぞれの役割を持つことにより、達成感や満足感を感じてもらい自信回復を図りながら家庭的な環境下で日常生活を起こることが出来るよう配慮をするものとする。
- (2) 従業者は、次条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画及び予防介護認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、介護の提供に当たっては懇切丁寧を旨として利用者、家族に対しサービスの提供方法等について説明を行なうこととする。
- (3) 指定認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の事業者は、生活介護の提供に当たり、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体保護を行なう為に緊急上やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の利用者の行動を制限するような事をしないものとする。
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の事業者は、提供する生活介護の質の評価を定期的実施し、常にその改善を図る事とする。

3 介護について

- (1) 介護は利用者の心身の状況に応じて、自立の支援と充実した日常生活を送る為の達成感や満足感を得ることが出来る様に家庭的な環境下で入浴、排泄、食事、着替え等の介護、相談、助言その他生活上の世話、機能訓練支援提供などを行なうものとする。ただし、利用者の食事その他の家事等は原則として利用者と従事者が共同で行なう事とする。
- (2) 利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られる様に、専門的知識、技術方法を用いて行なうものとする。

4 利用料その他の額

- (1) 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護が、法定代理受理サービスである場合は、介護保険負担割合証に提示される割合に準じた額とする。
- (2) 契約者が入院又は外泊した場合の期間は、利用しなかった日数分をサービス利用料金から除いた額を事業者を支払うものとします。
- (3) 事業者が法定代理受理サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護及び予防認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない様にしなければならない。

(4) 事業者は上記の支払いの額その他、次に上げる費用の額を利用者から受けるものとする。

①居室料 (1ヶ月)	38,000円
②食材料費	1日1,650円
③水光熱費 (1ヶ月)	25,300円
④冷暖房費 (1ヶ月)	5,000円
⑤理美容代 カットの基本料金	実 費 分
⑥行政手続き手数料	

⑦上記に掲げるものの他、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められるものとする。

(4) 事業者は上記の費用の額に係るサービスの提供にあつて、利用者、家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行ない利用者の同意を得る事とする。

(その他の居宅サービスの利用について)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護を受けている利用者については、その他の居宅サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導を除く。）は算定しない事とするが、認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担によりその利用者に対し他の居宅サービスを利用させる事は差し支えない事とする。

(入退居について)

第8条 認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同介護は要介護者であつて認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営む事に支障がないものに提供するものとし、入居申込み者の入居の際には、主治医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する事とする。

2 介護事業者は、入居申込み者が入院治療を要する者である事等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供出来る事が困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を講じる事とする。

3 介護事業者は、入居申込み者の入居の際には、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める事とする。

4 介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行なうと同時に、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行なうとともに、居宅介護支援事業者などへの状況の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図る事とする。

5 入居者は入居申込に際して、被保険者証を掲示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業者は、入居者に対し適切なサービス提供を行う為、提供開始に際しあらかじめ入居申込者又はその家族に対して当該事業所の運営規定の概要、介護職員の勤務体制、事故発生時の対処方法、苦情処理の体制、入居者申込者がサービス選択時、解りやすい説明書（重要事項）やパンフレット等の文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、入居又はその家族から同意を得るものとします。

(利用に当たっての留意事項)

第10条 事業者は、利用者が共同住居の利用に当たって次の留意事項を定める。

故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者の生命、身体、信用を傷つけてはならない。

- 2 所定以外での火気使用、サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼす様な宗教活動、政治活動、営利活動を行なってはならない。
- 3 居室及び共有スペース、敷地などをその本来の用途以外で使用してはならない。
- 4 その他危険物等を持込んではならない。

(緊急時等における対応)

第11条 事業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力医に連絡するなどの措置を講ずるものとする。

(夜間連絡体制については別紙参照)

(非常災害対策)

第12条 事業者は、業務中における非常災害対策に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備える為に定期的な非難訓練、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

(非常災害等発生時の非常体制については別紙参照)

- 2 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 衛生管理

事業者は、共同生活住居において食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を行なうものとする。

(衛生管理マニュアルにそって実施、別紙参照)

- 2 地域住民との連携・協力・運営会議の開催

利用者、家族、住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回開催し、必要な要望や評価・助言等を聞く機会を設け、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める事とする。

- 3 社会生活上の便宜の提供等

(1) 事業者は、趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努め、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行なう事が困難である場合は、その者の同意を得て代って行なう事とする。特に、金銭に係るものについては事前に同意を得るものとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

- (2) 介護事業者は入居者の家族に対して当該共同生活住居だよりの送付、当該事業者が実施する。行事への参加の呼びかけ等により入居者とその家族が交流出来る機会等を確保する事とする。又、入居者とその家族の面会場所や時間等についても、入居者やその家族の利便を図るものとする。

4 秘密保持の厳守

介護事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を責務とし、漏らす事がないよう必要な措置を講じるとともに、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこととする。また従業員だった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密をもらすことのないよう必要な措置を講ずる。

5 記録の整備

介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく事とし、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録などを整備し、その完結の日から2年間は保存をする事とする。

6 調査への協力

事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護に関し利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護がおこなわれているかどうかを確認する為に市町村が行なう調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言したがって必要な改善を行なうように努めることとする。

7 相談及び助言

入居者又はその家族に対してその求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行なう。

8 従業者の質の向上

管理者、計画作成担当者については別に定める研修を定めるものとし、介護従事者は特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を目的とする研修を受講する様に努めることとする。

9 提供の禁止

原則として入居申込に対して応じなければならないものであり、特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供拒否する事を禁止する。

10 要介護認定等の申請に係る援助

入居申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合は、要介護認定の申請が行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は当該入居申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行われなければならない事とし、要介護認定の有効期間が原則として6ヶ月ごとに終了し継続して保険給付をうける為には要介護更新認定を受ける必要があること及び認定の申請の日から30日以内に行われる事を踏まえ、事業者は居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、介護認定等の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされる様に必要な援助を行う事とする。

11 保険給付請求のための証明書の交付

事業者が法定代理受理事務サービスでない認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護の内容、費用の額、その他の利用者が保険

給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して、交付することとする。

12 事故発生時の対応

事業者は入居者が安心して介護の提供を受ける事が出来る様、介護提供の事故発生時には、市又は当該入居者、その家族、それに係る居宅介護支援事業所に対して連絡を行うなどの必要な措置を講ずることとし、入居者に対する介護提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う事とする。

13 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他にこれに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じるものとする。

14 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、全ての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

15 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

16 ハラスメント防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当として管理者を配置する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

附 則

- この規定は、平成 18年 12月 1日から施行する。
- この規程は、平成 20年 7月 1日一部改正する。
- この規程は、平成 23年 3月 1日一部改正する。
- この規程は、平成 25年 7月 10日一部改正する。
- この規程は、平成 25年 10月 1日一部改正する。
- この規程は、平成 28年 12月 1日一部改正する。
- この規程は、平成 30年 5月 7日一部改正する。
- この規程は、平成 30年 8月 24日一部改正する。
- この規程は、令和 1年 10月 1日一部改訂する。
- この規程は、令和 4年 7月 1日一部改訂する。
- この規程は、令和 5年 11月 1日一部改訂する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日一部改訂する。